



各都道府県・市町村介護保険担当者各位

平素より、介護保険行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、福祉用具の利用に際して起こった重大製品事故については、繰り返し御連絡しているところですが、今般、標記について、消費者庁が公表した重大製品事故うち、介護ベッド用手すりに関する事故について、経済産業省より以下のとおり情報提供がありましたので、ご報告いたします。

【2011年3月11日消費者庁公表分】

- 事故発生日：平成23年2月12日
- 事故報告日：平成23年3月7日
- 製品名：介護ベッド用手すり
- 被害状況：重傷1名
- 事故内容：右足が当該製品のすき間に入り込み、
上半身が当該製品に覆いかぶさる状態の利用者が発見され、病院で受診したところ負傷が確認された。現在、原因を調査中。
- 発生場所：兵庫県

【2011年3月16日消費者庁公表分】

- 事故発生日：平成22年11月29日
- 事故報告日：平成23年3月11日
- 製品名：介護ベッド用手すり
- 被害状況：重傷1名
- 事故内容：ベッドの端に腰かけていた際、
バランスを崩したため、当該製品に右手でもたれかかったところ、当該製品の本体フレームとスイングアームの接続部が外れ、体勢を崩し、負傷した。当該製品のスイングアーム部がロックされていない状態で使用し、掴まった際にスイングアーム部が動いた可能性も含め、現在、原因を調査中。
- 発生場所：大阪府
- 備考：事業者が事故を認識したのは、3月1日

以下のURLの経済産業省HP「製品安全ガイド」に公表情報を掲載しております。当該情報提供は貴都道府県・市町村関連部局、関係団体へ情報提供しておりますが、連携の上、事業者及

び利用者等に幅広く情報提供いただくようお願いいたします。

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用できるよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する措置を講じていくことが重要です。

福祉用具は、介護保険給付の対象種目としての使用、介護保険施設等の設備、備品としての使用等、様々な使用状況が想定されますが、いずれの状況においてもこれらの福祉用具が適切に使用され事故等の発生が防止されますよう御理解・御協力願います。

なお、ご連絡先につきまして、本通知送付先の変更希望がございましたら、お手数ですがご連絡の程お願いいたします。

(経済産業省 製品安全ガイド)

【2011年3月11日公表分(介護ベッド用手すり)】

http://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou110311_1.pdf

<http://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou110311_1.pdf>

【2011年3月16日公表分(介護ベッド用手すり)】

http://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou110316_1.pdf

<http://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou110316_1.pdf>

また、これまでに消費者庁及び製品評価技術基盤機構から公表された福祉用具に関する事故情報が、厚生労働省の関係団体である日本福祉用具・生活支援用具協会において公開されています。

関係団体や介護サービス事業者等に周知いただき、福祉用具の適切な使用と事故の防止にご活用下さい。

日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)

<http://www.jaspa.gr.jp/accident/index.html>

<<http://www.jaspa.gr.jp/accident/index.html>>

厚生労働省老健局振興課

福祉用具・住宅改修係

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL : 03-5253-1111(内 3985)

FAX : 03-3503-7894
